

# 「所得税顧問」(Ver.H27.1)

## 平成27年対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている  
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。  
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は  
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

### プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2016年1月20日(水)  
CD-ROM発送開始日 : 2016年1月28日(木)

### データ移行 バージョンアップ対象

Ver.H26.10 以降

### 電子申告更新用プログラム(Ver.H27.1.e1)

ダウンロード公開日(※) : 2016年1月29日(金)

## 改正内容

最新の改版情報は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

タビスランドの改版情報: <http://www.tabisland.ne.jp/support/PIInfo.nsf/OenList3/E000463>

## 主な税制改正内容

### ■所得税最高税率の引き上げ

平成27年より、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられました。

### ■財産債務調書の提出制度の創設

財産債務明細書について、提出基準や記載事項などの見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されました。  
提出基準が緩和される一方で、従来よりも詳細な記載が必要となり、財産債務調書の提出有無により、所得税又は相続税の過少申告加算税等を加減算する特例も創設されました。

### ■特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例

事業用の資産を買い換えたときの特例について、地域再生法の集中地域以外の地域から集中地域への買換えに係る課税の繰延べ割合を100分の75(特定業務施設の集積の程度が特に著しく高い集中地域への買換えの場合には、100分の70)に引き下げられました。(通常は100分の80)

## マイナンバー(個人番号)対応

本バージョンにてマイナンバー対応を行います。

平成27年分の申告において、実際の帳票類に個人番号を記載するのは「更正の請求書」のみであるため、本格的な稼働は、来年平成28年分の申告からとなります。

## システムの対応予定（様式の変更）

所得税確定申告書について個人番号の記載が必要となるのは平成28年分からとなるため、今回（平成27年分）の確定申告書では個人番号の記載追加はありません。

### ■確定申告書 第一表

確定申告Bの種類欄（申告書上部）に「国出」が追加されました。

「種類:国出」欄は、国外転出課税制度の対象になる方が○を付けます。

### ■確定申告書 第三表

特例適用条文に記載できる条項の桁数が2桁から3桁に拡張されました。

### ■確定申告書 第四表、住宅借入金控除の計算書

平成27年申告用のレイアウトに変更されました。

### ■更正の請求書

個人番号の記載が必要になりました。

また、「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」と「添付した書類」欄を別々に記載することとなりました。

## 電子申告対応版の公開について 2016年1月29日公開

電子申告システムVer.H27.20と同時に、所得税の電子申告更新用(e1)のダウンロード提供を行います。所得税を Ver.H27.10 にバージョンアップしてから、電子申告更新用プログラム(e1)を更新してください。

## データ連動対象プログラム

連動できる財務システム、および減価システムのバージョンは以下のとおりです。

	連動対象システムとそのバージョン	左のうち、200%定率法の計算に対応しているバージョン
財務連動	InterKX 財務会計 Ver.3.5以降	InterKX財務会計 Ver.4.5以降
	財務応援 Super/Lite Ver.7.5以降	財務応援 Super/Lite Ver.8.5以降
減価償却連動	InterKX 減価償却 Ver.8.1以降	InterKX 減価償却 Ver.14.0以降
	減価償却応援 Ver.8.1以降	減価償却応援 Ver.14.0以降

なお、200%定率法に対応していないバージョンからの連動取込について、定率法を選択している資産は「250%定率」として取り込みを行います。（昨年以前から同様）

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください